

利府町文化交流センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第3項、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条並びに図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、利府町文化交流センター（以下「文化交流センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の文化芸術活動及び交流の場を提供するとともに、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって町民の教育と文化の発展及び福祉の増進に寄与するため、文化交流センターを設置する。

2 文化交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
利府町文化交流センター	利府町森郷字新椎の木前31番地1

(施設の構成)

第3条 文化交流センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 利府町文化会館
- (2) 利府町公民館
- (3) 利府町図書館

(運営の基本)

第4条 文化交流センターは、それぞれの施設の自主性を尊重するとともに、相互の連携を密にし、一体となってその機能を発揮するよう効率的な運営を図るものとする。

(指定管理者による管理)

第5条 町長及び教育委員会は、法人その他の団体であつて町長及び教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、文化交流センターの管理を行わせる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利府町文化会館の運営に関する業務
- (2) 社会教育法第22条に規定する事業の実施に関する業務
- (3) 図書館法第3条に規定する事項の実施に関する業務
- (4) 第3条第1号及び第2号に掲げる施設の使用の許可に関する業務
- (5) 文化交流センターの維持管理に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長又は教育委員会が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第7条 文化交流センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長又は教育委員会の承認を受け、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

区分	開館時間	休館日
利府町文化会館	午前9時から午後9時まで	(1) 第2及び第4月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）
利府町公民館		
利府町図書館	午前9時から午後8時まで	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(行為の禁止)

第8条 文化交流センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (2) 施設又は設備を毀損する行為
- (3) その他管理上支障がある行為

(行為の許可)

第9条 文化交流センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (2) はり紙若しくははり札をし、又は広告をする行為
- (3) 火気を使用する行為
- (4) その他町長又は教育委員会が別に定める行為

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が文化交流センターの使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

(使用の許可)

第10条 文化交流センターを占有して使用しようとする者は、あらかじめ指

定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、文化交流センターを使用しようとする者が第8条各号のいずれかの行為をするおそれがあると認められるとき、又はその使用の目的が文化交流センターの設置の目的に反すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

- 3 前条第3項の規定は、第1項の許可について準用する。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 第9条第1項又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則の規定に反すると認めたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (3) 許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (5) その他管理上特に必要があると指定管理者が認めたとき。

- 2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、町はその賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第13条 使用者は、文化交流センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について町長の承認を受けなければならない。

- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

- 4 指定管理者が既に収受した利用料金は、返還しない。ただし、使用者が第12条第1項第4号及び第5号に該当することにより同項の規定による措置をしたとき又は使用者がその責めに帰することのできない事由により文化交流センターを使用することができなくなったときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、町長が別に定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(特別の設備の制限)

第15条 施設等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入し、若しくは使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

(入館の拒否等)

第16条 指定管理者は、文化交流センターの施設、設備、器具等を損傷し、その他文化交流センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その入館を拒否し、又はその退館を命ずることができる。

(損害賠償)

第17条 自己の責めに帰すべき理由により、施設若しくは設備を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、文化交流センターの管理に関し必要な事項は、町長又は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第7条の規定による開館時間若しくは休館日の変更又は臨時の開館若しくは休館の承認、第13条第2項の規定による利用料金の承認その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(利府町公民館条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 利府町公民館条例(昭和52年利府町条例第14号)

(2) 利府町ふるさと創生館条例(平成2年利府町条例第15号)

(3) 利府町図書館条例(平成16年利府町条例第9号)

(十符の里プラザ条例の一部改正)

4 十符の里プラザ条例(平成2年利府町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とする。

(暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正)

5 暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例(平成21年利府町条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項から第11項までを2項ずつ繰り上げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 利府町文化交流センター条例（令和元年利府町条例第 号）に規定する利府町文化交流センター

別表中第12項を第11項とする。

別表（第13条関係）

1 施設利用料金の上限額

（1） 利府町文化会館

区分			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
多目的ホール	入場料を徴収しない場合	平日	7,000円	11,500円	10,400円	18,500円	21,900円	28,900円
		土曜日	8,400円	13,800円	12,500円	22,200円	26,300円	34,700円
		日曜日 休日						
	500 円以下の入場料を徴収する場合	平日	9,900円	16,400円	14,800円	26,300円	31,200円	41,100円
		土曜日	11,900円	19,700円	17,800円	31,600円	37,500円	49,400円
		日曜日 休日						
	500 円を超え 1,000 円以下の入場料を徴収する場合	平日	11,900円	19,700円	17,800円	31,600円	37,500円	49,400円
		土曜日	14,300円	23,700円	21,400円	38,000円	45,100円	59,400円
		日曜日 休日						
	1,000 円を超え 3,000 円以下の入場料を徴収する場合	平日	14,900円	24,600円	22,200円	39,500円	46,800円	61,700円
		土曜日	17,900円	29,600円	26,700円	47,500円	56,300円	74,200円
		日曜日 休日						

	3,000 円を 超える入場 料を徴収す る場合又は 商品の宣伝 等営利目的 で利用する 場合	平日	19,800 円	32,800 円	29,600 円	52,600 円	62,400 円	82,200 円
		土曜日 日曜日 休日	23,800 円	39,400 円	35,600 円	63,200 円	75,000 円	98,800 円
楽屋 1			500 円	800 円	800 円	1,300 円	1,600 円	2,100 円
楽屋 2			500 円	800 円	800 円	1,300 円	1,600 円	2,100 円
エントランスホール・ 交流ラウンジ・交流の 庭・バルコニー			1 日当たり 1 平方メートルにつき 8 0 円					

(2) 利府町公民館

区分	1 時間当たりの利用料金
研修室 1	3 0 0 円
研修室 2	2 0 0 円
研修室 3	2 0 0 円
研修室 4	3 0 0 円
創作室 1	6 0 0 円
創作室 2	5 0 0 円
和室	3 0 0 円
クッキングスタジオ	6 0 0 円
スタジオ 1	5 0 0 円
スタジオ 2	4 0 0 円

2 設備利用料金の上限額

区分	利用料金
設備器具	町長又は教育委員会が定める期間ごと 1 点につき 3, 0 0 0 円以内で町長又は教育委員会 が定める額

備考

- 1 「入場料」とは、入場料、観覧料その他これらに類する金銭をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 3 利府町文化会館（多目的ホールを除く。）又は利府町公民館を使用する場合において、町内に住所を有する者の数が半数未満であるときの利用料金の額は、この表の利用料金の額の1.5倍に相当する額とする。
- 4 入場料を徴収する場合の施設利用料金の額（多目的ホールに係るものを除く。）は、この表に定める利用料金の5倍に相当する額とする。
- 5 利府町文化会館（多目的ホール及び楽屋に限る。）及び利府町公民館を使用する場合において、冷暖房をするときの利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に、冷房又は暖房をするときごとに1時間につき2,000円以内で町長又は教育委員会が定める額をそれぞれ加算した額とする。この場合において、使用時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。
- 6 利府町文化会館（多目的ホール及び楽屋に限る。）をこの表に定める使用時間の区分を超えて使用する場合の利用料金の額は、その使用時間が、午前0時から午前9時までの場合は午前の、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの場合は午後の、午後9時から午後12時までの場合は夜間の区分に従い、それぞれの利用料金の額を時間割計算によって算出した額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 7 利府町文化会館（多目的ホールに限る。）を準備、リハーサル又は撤去のために使用する場合の利用料金の額は、別表に定める利用料金の額の2分の1に相当する額とする。
- 8 利府町文化会館（多目的ホール及び楽屋を除く。）の利用料金の額は、一時的に占用し、展示、物品販売、イベント、集会、興業その他の催しに使用する場合に限り徴収する。
- 9 特別の照明その他電気器具類を使用する場合は、1時間当たり使用する電気器具類の表示消費電力の合計が1キロワットにつき50円を別に徴収する。この場合において、使用時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。
- 10 利府町文化会館及び利府町公民館を2日以上継続して使用する場合であって、かつ、展示物、器材等を保管することを目的として開館時間外に使用する場合にあつては、当該開館時間外に係る利用料金は徴収しない。
- 11 使用時間がこの表に定める使用時間の区分に満たない場合においても、時間割計算は行わない。

- 1 2 使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとする。
- 1 3 利用料金をそれぞれ計算する場合において、1 0 円未満の端数が生じたときは、1 0 円に切り上げる。